



# 埼玉県報

第284号  
令和4年(2022年)  
2月8日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（化学保安課）

### 告示

- 行政サービスアプリOSバージョンアップ対応等業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 一般国道254号の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 一般国道254号の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 一般国道254号の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道新座和光線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道新座和光線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道幸手久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 規 則

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を、(以下「本規則」といふ)に公布する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

### 埼玉県規則第五号

#### 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

正す。

様式第一号中「署名印」を「氏名」に改める。

様式第三号中「印」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第四号中「印」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第五号中「印」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第六号中「印」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第七号中「印」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第八号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十二号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十三号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十四号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十五号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十六号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十七号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十八号中「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

#### 附 則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の火薬類取締法施行細則に定める様式による用紙は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告 示

## 埼玉県告示第九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

行政サービスアプリOSバージョンアップ対応等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和3年12月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

フェンリル株式会社 大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB14階

5 契約金額

30,846,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

埼玉県川口市東川口三丁目一番六号外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号外 計二者

（変更後）株式会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号外 計二者

##### ハ 変更年月日

##### 二 届出年月日

##### 三 縦覧期間

令和四年二月八日から令和四年六月八日まで

##### 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

##### 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和四年二月八日から令和四年六月八日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ロイヤルプロ草加谷塚

埼玉県草加市谷塚上町四百七十八-1

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通安全対策について

ア 道路への車両の出入口付近については図面のとおり、敷地内に「止まれ」・停止線等の標示を設けるとともに、植栽や壀を低くするなど見通しを確保するよう努めてください。

イ 敷地内及び出入車両の交通安全確保に努め、誘導員を配置する等の対策を行ってください。

ウ 荷さばき車両の出庫について、道路に対し直角に一時停止することを利用者に周知してください。

エ 区域南方にある市道三〇五六八号線は、スクールゾーン時間帯の交通規制がありますので注意してください。

#### (2) 駐輪対策について

ア 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、店舗面積二十平方メートルにつき一台以上の駐輪場を確保してください。

イ 平置きの場合は一台当たり一平方メートルとし、ラック式・屋根式等の場合には図面を添付してください。平置きの場合は、必要収容台数の根拠として駐輪場の平米数・寸法を土地利用計画図に記載してください。

（3）早朝、夜間については、騒音防止に努めてください。特にトラックの搬出入、荷さばきを行う際は丁寧な作業を心掛けてください。

（4）埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップを周知してください。（看板等の設置義務あり）

（5）店舗の営業に当たつては、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止して市民の環境を確保する条例に基づく騒音、振動等に係る規制基準を遵守して

ください。

- (6) 空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないよう、設置位置や排気口の向きに配慮してください。

二 縦覧期間

令和四年二月八日から令和四年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第九十九号

令和三年埼玉県告示第百二十八号で公示した公共測量は、令和三年十二月十七日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百号

令和三年埼玉県告示第千四十九号で公示した公共測量は、令和四年一月二十七日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第百一號

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘三丁目二千八百四十三番地一 永瀬 一郎

二 取消年月日

令和四年二月三日

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村暢宏

- |         |        |
|---------|--------|
| 一 道路の種類 | 一般国道   |
| 二 路線名   | 二百五十四号 |
| 三 道路の区域 |        |

新	旧	旧 新 別
新座市大和田二丁目二七六番一 地先から同市大和田三丁目五八 三番一地先まで		区間
一八・三九 三四・四〇	一八・〇六 二五・八九	(敷地の幅員 (メートル))
七八三・八五		(延長 (メートル))
よる。区画整理事業に		備考

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村暢宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
二百五十四号	新座市大和田二丁目二七六番一地先から同市大和田三丁目五八三番一地先まで	令和四年二月八日	令和四年二月八日 付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七八三・八五メートル

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年二月八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村暢宏

一 道路の種類及び路線名  
占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 新座市大和田二丁目二七六番一地先から同市大和田

三丁目五八三番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年二月九日

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村暢宏

一 道路の種類	県道
二 路線名	新座和光線
三 道路の区域	

新	旧	旧 新 別
新座市野火止八丁目四七六番二 地先から同市野火止八丁目四七 七番二地先まで	九・九〇 <small>メートル</small>	区間
一五・五〇 <small>メートル</small>	一六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三七・五〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備考

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村暢宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
新座和光線	新座市野火止八丁目四七六番二地先から同市野火止八丁目四七七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	令和四年二月八日	令和四年二月八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三七・五〇メートル

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- |         |       |
|---------|-------|
| 一 道路の種類 | 県道    |
| 二 路線名   | 幸手久喜線 |
| 三 道路の区域 |       |

新	旧	旧 新 別	区 間
久喜市吉羽二丁目二十九番四地先から 同市吉羽二丁目六番三地先まで			敷地の幅員 (メートル)
二 一 ・ 〇 〇	一 八 ・ 〇 〇	一 五 ・ 四 九	延 長 (メートル)
三七六・〇〇			
歩道整備工事である。			備 考

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年二月八日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

## 1 業務委託の概要等

### (1) 業務委託の名称

022 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託

### (2) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼 地内

### (3) 履行期間

契約確定の日から令和 5 年 3 月 28 日まで

### (4) 業務委託の概要

本業務は、新三郷浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 神奈川県川崎市川崎区浅野町 2936 番 1

イ 運搬予定数量： 5,800 トン

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

### (6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 令和3、4年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」のA又はB等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による埼玉県及び神奈川県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成23年4月1日から本件入札の公告日までの間に、浄水場又は下水処理場から発生する脱水汚泥の収集運搬業務を履行した実績を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼1番地  
埼玉県企業局新三郷浄水場総務担当 電話 048-953-6565（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

#### イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
令和4年3月18日（金）午前9時から令和4年3月25日（金）午後4時まで。  
イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

令和4年3月18日(金)午前9時から令和4年3月25日(金)午後4時まで(必着)。

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

令和4年3月18日(金)午前9時から令和4年3月25日(金)午後4時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 管理本館2階事務室

令和4年3月28日(月)午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号、第2号又は第3号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年2月17日(木)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に持参、郵送又は信書便により提出。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札  
ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号)第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (4) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 4 年 2 月 17 日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる調達に係る令和 4 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

また、本件入札とは別に調達する浄水発生土処分(セメント原料化)業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

a) Place of Departure : Shin-Misato Water Filtration Plant

b) Destination : 2936-1 Asanocho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken

c) Scheduled Quantity : 5,800 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., March 25, 2022(bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m., March 25, 2022)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Shin-Misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasunuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028, Japan

Telephone : 048-953-6565

# 告 示

## 埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年二月八日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

一 日時  
令和四年二月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について